

令和3年7月30日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

未利用口座管理手数料の新設および未利用口座の解約について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座の不正利用防止の観点から、令和3年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくこととし、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

また、「未利用口座」の残高が口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を口座管理手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約いたします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となる預金種類	・普通預金（決済用普通預金、総合口座含む。）、貯蓄預金
対象となる口座	・令和3年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがなく、口座残高が10,000円未満の口座。 ※紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	・口座残高が10,000円以上ある口座 ・同一お取引店で、他の金融資産（定期性預金、国債、投資信託、外貨預金、保険等）のお取引がある場合 ・同一お取引店で、融資（カードローン契約含む。）のお取引がある場合
未利用口座管理手数料のご案内	・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に文書にてご案内させていただきます。 ※「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・「ご案内」郵送後、一定期間（約3か月）ご利用がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。
未利用口座管理手数料	・年間1,320円（消費税込）
その他注意事項	・ご負担いただいた本件手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上